

議 事 録

会議名	令和4年度第2回寒川町子ども・子育て会議		
開催日時	令和4年10月24日（月）10：00～10：37		
開催場所	東分庁舎2階第1会議室		
出席者名、 欠席者名及 び傍聴者数	<p>出席者：磯川委員長、落合副委員長、相田委員、藤崎委員、 菊池委員、白岩委員、山下委員、栗山委員 [事務局] 伊藤学び育成部長、 宮崎子育て支援課長、野呂技幹、徳江主幹、 木下副主幹、遠藤副主幹、早川主任主事、 芝崎学び推進課長、横山副主幹</p> <p>欠席者：石井委員、志賀委員、町田委員 傍聴者：0名</p>		
議 題	<p>(1) 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しに ついて</p> <p>(2) 小規模保育事業の認可に伴う意見について</p>		
決定事項	<p>議事録承認委員 磯川委員長、相田委員に決定</p> <p>(1) 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案）に ついて了承</p> <p>(2) 小規模保育事業の認可に伴う意見は特になし</p>		
公開又は 非公開の 別	公開	非公開の場合その 理由（一部非公開 の場合を含む）	
議事の経過	<p>1 開会</p> <p>2 議事録承認委員の指名 名簿順に上から2名ずつ毎回の会議ごとに指名で了承</p> <p><資料の確認及び修正について></p> <p>【事務局 宮崎】 議題に入ります前に資料の確認等をさせていただきたいと思っております。まず事前に送付をさせていただいたものが、本日の会議次第と委員名簿、それから資料が3種類ございます。それぞれ資料1、資料2、資料3と資料番号を付してあります。</p> <p>続いて、本日、机上に配付をさせていただきました資料が全部で3種類ございます。1つ目は、「令和4年度第1回寒川町子ども・子育て会議（書面開催）について」というA4、1枚のもので、先</p>		

日、書面で開催しました第1回会議に関連したもので、①の事業の変更については、皆様から回答用紙より御了承いただいた指標の変更内容を改めて記載したものでございます。

②の資料の誤植については、前回の資料2の進行管理票に誤りがありましたので、正誤表の意味合いでお示しをさせていただきました。委員の中から御指摘をいただきました。ありがとうございました。

それから2つ目は、「令和3年度寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理に対する質問・意見と回答」で、皆様から提出用紙によりいただきました質問や意見と、それに対する町からの回答をまとめたものになります。後ほど御覧いただければと思います。

それから、3つ目は、進行管理票の修正でございます。今、申し上げました質問・意見と回答の、実は2ページのところで24番の公民館講座開催事業への御質問を受けて、担当課のほうで確認をさせたところ、誤りだったということが分かりましたので、その進行管理票につきまして修正をさせていただいて、修正後の管理票として差し替えをお願いしたいと思っています。よろしく願いいたします。

3 議題

(1) 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しについて

<資料1及び資料2により説明>

【事務局 木下】 資料1及び資料2と、冊子「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画」を御用意ください。

まず、資料1の1ページ「Ⅰ 計画の概要」について、第1回の書面会議の中間見直しについての資料でお伝えしましたことを記載しておりますが、改めて御説明させていただきます。

「第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画」は、平成27年4月1日から施行された子ども・子育て支援法に基づく法定計画として平成27年3月に策定した「寒川町子ども・子育て支援事業計画」の取組を検証し、令和2年度から5年間を計画期間として策定したもので、幼稚園や認可保育所といった「教育・保育施設」、子育て支援センターや一時預かりなどの「地域子ども・子育て支援事業」、これらの量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期などについて定めているものです。

「Ⅱ 見直しの考え方」ですが、計画の見直しについては、国の定めた、いわゆる「基本指針」において、教育・保育施設の「給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が認定区分に係る量の見

込みと大きく乖離している場合、または地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が量の見込みと大きく乖離している場合には、中間年を目安に計画の見直しが必要」という趣旨の内容が記載されております。

「中間年の見直しのための考え方」によると、「大きく乖離している場合」の解釈としては、「令和3年4月1日の実績値と見込み量とが10%以上乖離している場合」となっております。

ただし、この「見直しのための考え方」では、昨今の新型コロナウイルス感染症等の影響によりまして、平常時の実績や今後のニーズの想定が困難であって、見直しが必要かどうかの判断ができない場合には、必ずしも令和4年度に見直しを行う必要はないとされています。

これに対しまして、町の状況を確認したところ、幾つかの事業において見直しが必要とされる乖離が見られましたが、新型コロナの影響を考慮した実績や利用ニーズの分析・想定が困難な状況です。

一方で、幼稚園の認定こども園化、小規模保育開所予定など、確保提供量が増えることが明らかな状況もございます。

また、令和3年5月の子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、基本指針の改定がございました。資料2を御覧ください。こちらはいわゆる「基本指針」の抜粋です。「基本指針」の改定により、地域子ども・子育て支援事業を行う関係機関相互の連携の推進に関する任意記載事項が追加されております。資料2がその追加部分です。

このような国の基本指針や町の状況などを踏まえ、町としては幼稚園の認定こども園化などに伴う一部の教育・保育施設について利用量及び確保提供量の変更、また、基本指針改定に伴う任意記載事項の追加について見直してまいりたいと考えております。

資料1の2ページを御覧ください。

「Ⅲ 今回見直す項目と見直しの方向性」ですが、さくら幼稚園認定こども園化、小規模保育開所予定などに伴う数値の見直しと、国の「基本指針」改定に伴う任意記載事項の追加を行います。

それでは、具体的な見直し案について御説明いたします。資料1の3ページ、計画は61ページを御覧ください。

「1 教育・保育施設の量の見込みと確保方策 (1) 幼稚園」です。幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関で、保護者の就労状況にかかわらず子どもの心身の発達を助長するために3歳からの幼児を対象とする教育施設です。

令和4年4月から寒川さくら幼稚園が認定こども園化したため、幼稚園の利用者推計及び確保提供量を減としております。「改定前」現在の状況が上の表で、「改定後」が下の表ですが、黄色の色塗

りの部分が変更箇所です。

続きまして、資料1の5ページを御覧ください。

認定こども園化について、併せてこちらを確認させていただきます。「(3)認定こども園」は、小学校就学前の乳幼児に対して幼児教育と保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えた施設です。幼稚園部分が5ページ、保育所部分が6ページに記載されており、こちらも利用者推計及び確保提供量を増としております。

資料1の4ページ、計画は61ページを御覧ください。

「(2)認可保育所」は、児童福祉法に基づき、保護者の就労など何らかの理由によって家庭などでの十分な保育が受けられない乳幼児を保育する施設で、県の認可を受けた施設です。

令和6年度に定員の弾力的運用により、0歳児定員が60名のうち19名を1・2歳児に充てて、待機児童を解消する計画にしておりましたが、新設園が開所したことにより定員が充足していくと見込まれるので、定員の提供量としました。

次に、資料1の7ページと計画は63ページを御覧ください。

「2 地域型保育事業の量の見込みと確保方策 (1)小規模保育事業」は、定員6人から19人の少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行う事業です。令和5年度より小規模保育の開所予定があるため、利用者推計及び確保提供量を増としました。

なお、この小規模保育事業につきましては、町が認可・確認をしている施設ですので、その認可・確認するに当たり、審議会等の意見を聞くことを法で規定されております。この後の議題で御意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、資料1の8ページ、計画は75ページから76ページにわたります。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴う「基本指針」の改定により、計画の任意記載事項(3)の後に、資料1の8ページの「追加」の部分を追加します。

議題1の中間年見直しについての御説明は以上です。よろしく願いいたします。

【磯川委員長】 資料の説明が終わりました。質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしいですか。それでは、意見がないようですので、次に進めさせていただきます。

それでは、議題(2)の小規模保育事業の認可に伴う意見について、事務局より説明をお願いいたします。

(2) 小規模保育事業の認可に伴う意見について

<資料3により説明>

【事務局 徳江】 それでは、議題の(2)小規模保育事業の認可に伴う意見について御説明いたします。

前回、第1回寒川町子ども・子育て会議の書面会議の議題として挙げさせていただいた「小規模保育施設開所予定について」の中で、令和5年4月に小規模保育施設開所の動きがあることと、今後、町への正式な認可申請を受けた後、子ども・子育て会議の委員の皆様にお伺いする旨、御報告いたしました。

御意見をお伺いするに当たっての法的根拠を資料3の最後のページ、3枚目の裏面に「寒川町家庭保育事業等の認可に係る手続等に関する規則」と、「児童福祉法」のそれぞれ抜粋を掲載させていただきました。

令和4年9月30日に設置者から「寒川町家庭的保育事業等認可申請書」の御提出がありましたので、本日、委員の皆様にお伺いいたします。

初めに、開所予定の小規模保育事業の概要を御説明いたします。資料3の1ページ目を御覧ください。

1の小規模保育事業についてですが、地域型保育事業の4つの類型の中の1つで、定員6人から19人を対象に家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行う事業です。小規模保育事業には、A型、B型、C型と3種類あります。職員配置基準や職員の資格に違いがありますが、今回開所予定の事業は、A型で、職員数が保育所の配置基準プラス1名となり、全員が保育士の資格を持っていることが認可の要件となっております。設置者は児童福祉法による国が定める認可基準を満たしていることの「認可」と、子ども子育て支援法による地域型保育給付の対象となる施設、事業者としての「確認」を受ける必要があり、「認可」「確認」とも町が行います。

2の設置者及び園名についてですが、設置者が株式会社childhome、代表取締役は布施僚太さん。園名は「ちやいんどほ一む」です。

3の住所についてですが、資料の2枚目に地図を載せてあります。A4の横判になりますが、中央辺りの四角の枠の中に新計画地と記載されている箇所になります。地図の上部は、寒川小学校となっております。今は、共同住宅を建築中であり、住所の付番がされていないため、寒川町岡田2丁目と記載しております。3階建て共同住宅の1階部分で保育を実施する予定です。

4の予定定員です。小規模保育事業は、0～2歳児までの保育児童で、2歳児で卒園した後は、あらかじめ決められた保育園や幼

稚園などの提携施設に優先的に入所ができる施設です。0歳児の定員が3人。1歳児の定員が8人。2歳児の定員が8人。合計19人の定員です。

5の保育を提供する日は、月曜日から土曜日。お休みの日は、日曜日、祝日と12月29日から1月3日までとなっております。

6の保育時間ですが、月曜日から金曜日の開所時間は、朝7時から夜の19時までです。保護者の保育の要件や勤務時間により、標準時間と短時間に認定され、それ以外の時間帯の保育は延長保育となります。標準時間保育の時間帯は、7時から18時まで。残りの18時から19時までの1時間は延長保育時間となります。短時間保育の時間帯は、朝の8時から16時まで。朝の7時から8時までの1時間と夕方16時から19時までの3時間は延長保育時間となります。

資料の1枚目、裏面を御覧ください。

土曜日の開所時間は、8時から16時までで、標準時間保育と短時間保育とも延長保育時間はございません。

7の開所予定は、令和5年4月1日からとなります。

最後になりますが、資料3の2枚目の裏面と3枚目にチラシの写しを載せてあります。3枚目のところに施設の特徴などが記載されております。

御説明は以上となります。御意見や御質問などございましたらよろしくお願いたします。

【磯川委員長】 今、説明が終わりました。質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

小規模保育の認可ですので、町の基準がありますので、それののっとなって認可をしたいと思います。

よろしいですか。

特になければ、本日の議題は以上となります。最後に、皆さんから何かございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

<今後の予定について>

【事務局 宮崎】 今日、皆様に御承認いただいた議題等、計画の見直し案については、この後、町の中の会議にかかり、その後、議会にも報告をしてから、この案に対して住民の皆さんから何か御意見とかありますかということで、パブリックコメントという手続を取ります。それが予定としては11月の下旬から12月の下旬を、大体12月末ぐらいまでを見込んでおります。

パブリックコメントが終わりましたら、その後、その意見に対する町の考え方を整理したものに対して、皆さんに御意見をいただくというための会議を設ける予定であります。来年1月中旬から下旬のどこかで日程調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【磯川委員長】 説明は終わりましたが、何か質問ございますか。

【藤崎委員】 資料2の基本的な指針の確認なのですが、「各事業を実施する機関が相互に連携し、協力を図ることで子育て家庭の状況に応じた支援を行う場合に、市町村が主体的にその環境を整備することが重要である」ということについて、子ども・子育て会議の場で事業間の連携の話もするということなのか、ケースを、ケース検討みたいな形で既にいろいろされている事業があると思うのですが、それとは別で、事業間の連携の会議をなさいたいという話なのか、この会議が特段のトピックスが出たときにやるという意味合いなのか、その辺りを解説していただけるとうれしいです。

【事務局 宮崎】 御質問いただいた部分は、どちらかというの後段にお話しされた具体的なケースの方で、こちらでこの部分に関係すると思っているのは、虐待の関係の要保護児童対策地域協議会でいろいろなケースについて検討していますので、この部分は取組としては行われているのですが、今回、基本指針のほうで国がうたってきましたので追加をして、実際にはやっているという部分になります。

【藤崎委員】 ありがとうございます。

【磯川委員長】 他にございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、本日の議題は全て終了いたしました。議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【事務局 宮崎】 ありがとうございました。次回の会議では、今日お示しした見直し案について御意見をいただいた内容に対しての考え方などを整理して、最終的にこういう形で見直し案にしたいですというものをお示ししていきたいと思っておりますので、またそのときにはお時間を頂戴したいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和4年度第2回の寒川町子ども・子育て会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寒川町子ども・子育て会議委員名簿 ・資料1 第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画（改定版）（案） ・資料2 国基本指針・抜粋（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針） ・資料3 小規模保育事業の認可に伴う意見について ・令和4年度第1回寒川町子ども・子育て会議（書面開催）について ・令和3年度寒川町子ども・子育て支援事業計画進行管理に対する質問・意見と回答 ・子ども・子育て支援事業計画進行管理票（修正後）
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>磯川委員長 相田委員 （令和4年12月5日確定）</p>